

埼玉県産業技術総合センターにおける不正防止計画

平成 27 年 9 月 28 日
埼玉県産業技術総合センター長決裁

(平成 28 年 8 月 10 日 改正)

(令和 2 年 4 月 1 日 改正)

(令和 3 年 8 月 11 日 改正)

「埼玉県産業技術研究センターにおける競争的研究費等の運営・管理に関する規程」第 14 条第 2 項に基づき、不正防止計画を下記のとおり定める。

今後、この計画に基づいて研究活動の不正防止に取り組み、実施状況を検証し、また、不正を発生させる要因の把握と対応策の検討をさらに進め、必要に応じて、本計画の内容を見直していく。

記

1 責任体系の明確化

センター長を最高管理責任者とし、統括管理責任者、副統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び監事を配置し、責任体系の明確化を図る。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) 「埼玉県産業技術総合センターにおける競争的研究費等の運営・管理に関する規程」により、適正な運営・管理を推進する。

(2) 不正防止や公的研究費に関するルールの周知のため、職員研修(コンプライアンス教育)を毎年度実施する。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の見直し

不正防止推進部署は、内部監査や通報窓口等への通報等の事例の検証に基づき、不正を発生させる要因について再発防止策を検討し、不正防止計画に反映させる。

4 研究費の適正な運営・管理活動

(1) 計画的な予算執行状況の確認

研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。

(2) 物品等の発注・管理に係る手続き

物品の発注、検査、管理等については、明確な手続きを設け、適切な事務執行が行えるように取り計らう。

5 研究活動の適切な推進

研究者は最低 5 年以上研究データを保存し、必要と認められる場合はそれを開示するもの

とする。

6 情報の伝達を確保する体制の整備

(1) 通報窓口、手続き等をホームページ等で公表し、周知を図る。

(2) 不正防止計画等の公表

不正防止計画、競争的研究費の運営・管理に関する規程等をホームページ等で公表し、不正防止の取り組みに関する積極的な情報発信を行う。

7 モニタリングの充実

(1) 内部監査による問題点の把握及び改善

内部監査担当部署は、必要に応じて不正防止推進部署と連携して、内部監査を年1回実施する。改善を要する事案を把握したときは不正防止推進部署に連絡し、不正防止推進部署は直ちに対策を講じ、最高管理責任者に報告する。また、再発防止策を不正防止計画へ反映する。

(2) リスクアプローチ監査の実施

不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプル抽出したリスクアプローチ監査を必要に応じて実施する。

8 不正防止計画の点検・評価

常に研究費に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画についての点検・評価を行い、必要に応じて、その見直しを図る。

9 不正防止推進部署

企画・総務室が担当する。